

令和4年度 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（愛称名：芦屋市共に暮らすまち条例）関連施策総合評価結果

	施策体系	取組	令和4年度の特徴的な取組内容	自立支援協議会意見	総合評価
障がいを理由とする差別をなくすための施策	障がいの理解に関する施策	1-1 市民及び事業者の理解を深めるための研修等の実施	<p>【イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で販売機会が激減した市内障がい福祉サービス事業所を支援するため、コープこうべの店舗内の空きスペースを利用し授産品を販売する「つながるマルシェ」を実施し、障がいのある人が作る授産品を通して、障がい理解啓発に取り組んだ。 ・芦屋の障がい福祉がまるっとわかる「まるっと説明会2022」を実施した。 ・「障がい児・者作品展」を開催し、動画作品の展示や市内の郵便局などでの展示を行った。 <p>【障がい理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別活動を含めた様々な学校生活の中で、特別支援学級在籍児童生徒と通常学級の児童生徒と一緒に活動し学習する時間を設けた。 ・一部の学校では、県立芦屋特別支援学校との居住地校交流を行った。 ・当事者から問題提起があり、自立支援協議会専門部会にて、障がいのある人の居場所づくりプロジェクト「つむぐ広場」を立ち上げ、障がいのある人が集まれる場を、ともに設けた。 ・新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人となない人と区別してしまうと、障がいのある人にどのように接すればいいか難しく考えてしまう。 ・障がいのない人も、骨折等で手足を怪我したら一時的に障がいがあることになるが、その時は周囲がその人に対して親切に接すると思う。障がいのある人に対しても、それと同様に接すればいいのではないか。 ・これまでは、障がいのある児童の親は自分の子に障がいがあることを受容できないケースが多かったが、最近は、親から「自分の子には障がいがある」と申し出るケースが増えている。障がいであるか否かが不明な段階で、親が自分の子に障がいがあると自己判断してしまうと、子の教育の機会を奪いかねない。 ・障がいの有無によってではなく、それぞれのケースに応じて支援することが、差別解消につながるのではないか。 ・障がいのある人のことを障がいのない人知ってもらうことは大事。 ・障がいの疑似体験や障がいのある人が参加する各種イベントに障がいのない人も参加するなど、障がいのある人に関する施策に参画してもらうことが、障がいのある人への理解を深めることにつながると思う。 ・障がい者スポーツの会などが開催されているが、若い人の参加が少ない。障がいのある人の居場所についてさらに周知してほしい。 	B
		1-2 障がいのある人となない人との相互理解を深めるための事業等の実施	<p>【情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにて、コミュニケーション支援ボードの利用促進に関する記事を掲載した。 ・市広報紙に、障がいに関する特集記事（身体障がいテーマ）を掲載した。 ・芦屋市自立支援協議会が管理しているSNS（インスタグラム・ツイッター）にて、障がいに関する情報を発信した。 		
	合理的配慮の提供支援に関する施策	2 合理的配慮の提供支援に関する事業の実施	<p>【意思疎通支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成研修を、合計18回実施した。 ・手話通訳者の派遣・要約筆記者の派遣を、合計144回実施した。 ・点字広報・声の広報は、点訳を25回、音訳を24回実施した。 <p>【バリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内一円歩道切下げ部バリアフリー化計画に基づき、39箇所の歩道切下げ部バリアフリー化工事を実施した。 ・上宮川公園において、特定公園施設までのバリアフリー化工事を行った。 <p>【差別解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で、特別支援コーディネーター会を持ち、それぞれの役割や個別の支援計画、合理的配慮等について確認した。 ・児童生徒の成長に合わせた指導ができるよう、コーディネーターを中心に個別の支援計画等の内容を見直しながら進めるよう努めた。 ・特別支援教育センターの専門指導員や合理的配慮コーディネーターが、教員や特別支援教育に係る幼児、児童、生徒への指導助言を行い、個別の支援の充実に努めた。 ・民間事業者に対して「合理的配慮提供支援助成事業」を実施し、2事業者に対して助成を行った。 ・障がいのある人の新たな居場所を見出すため、合理的配慮の提供を行う店舗等の登録を行い、当該店舗等へポップの配布及びホームページ等で周知する新事業について検討した。 		
社会参加の機会の拡大	3 社会参加の機会を拡大する事業等の実施	<p>【就労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労の場において、障がいによる困難さがあることを理由に不利益が生じることがないよう、阪神南障害者就業・生活支援センターの就労支援員を中心に、関係機関との連携を図った。 ・障がいのある人を会計年度任用職員として任用し、事務補助や作業補助の業務に従事してもらった。（採用数13人（令和3年度より引き続き任用された者を含む）、障がい者雇用率2.94%（令和4年6月1日時点）） <p>【バリアフリー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精道中学校の建て替えにおいて、グラウンド利用を含めて生徒及び地域住民等のバリアフリーに対応した施設整備を完了させた。その他の学校園においても、新たに発見されたバリアの解消に努めるとともに、損傷箇所を補修することなどにより安心・安全に利用できる施設の維持に努めた。 ・主な社会教育施設については、老朽化が進んでいる施設から、順次、バリアフリー化を含めた利用者の利便性向上のための改修を進めた。 	特になし	A	
政策形成過程への参画	4 政策形成過程への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会、芦屋市医療的ケア児支援協議会等の附属機関において、障がいのある人やその家族の方に参画していただいた。 ・第一跨線橋工事について、事業概要を事前に身体障害者福祉協会へ説明を行った。 ・障がい福祉サービスのガイドラインを作成する際に、障がい団体の方に意見聴取を行った。 ・芦屋市バリアフリー推進連絡会において、障がいのある人やその家族の方に参画していただいた。 	特になし	A	

芦屋市自立支援協議会 総合評価所見

<p>【障がい理解に関する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやSNS等、インターネットツールを用いた情報発信はよくできています。ただ、バリアの存在自体を認識していない人も存在するため、バリアへの理解を深めるような内容をこれらのツールを用いて啓発してください。 ・障がいのある人のことを障がいのない人知ってもらうことは大事です。障がいのある人となない人のコミュニケーションの場の構築について検討してください。 <p>【合理的配慮の提供支援に関する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育等について、研究会の実施や加配教諭の配置を実施するなど、よくできています。障がいのある人への生徒の理解が深い一方で、その親への理解はまだまだ広まっていないように感じます。今後、親への周知啓発に関する取組を検討してください。 <p>【社会参加の機会の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の雇用率や採用人数等、数的指標を用いて評価を行ってください。また、経年変化が分かるように示してください。 <p>【政策形成過程への参画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係者の意見を集約する場を作ってください。
